

Title	水銀に関する水俣条約における三位一体制度の実現(Digest_要約)
Author(s)	宇治, 梓紗
Citation	京都大学
Issue Date	2018-03-26
URL	https://doi.org/10.14989/doctor.k20862
Right	学位規則第9条第2項により要約公開
Type	Thesis or Dissertation
Textversion	none

-要約-

水銀に関する水俣条約における三位一体制度の実現

宇治 梓紗

序章 水俣病から水俣条約へ

本章では、本研究の背景と目的を提示し、論文全体を概観する。2013年10月10日、水銀の供給、使用、排出及び廃棄を国際レベルで規制する国際環境条約として、水銀に関する水俣条約（以下水俣条約）が採択され、2017年8月に発効した。同条約は、一有害化学物質である水銀や水銀化合物の排出から人の健康及び環境を保護することを目的として掲げ、国際レベルでの解決を目指すものである。さらに、水銀の産出から使用、廃棄に至るまでの水銀ライフサイクル全体に規制をかける、包括的な条約といえる。世界初の水銀被害事例が1954年の水俣病であったこと、1975年に発効されたワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動物の種の国際取引に関する条約）に始まる国際環境条約の歴史から見ると、水俣条約は遅いスタートを切った印象を受ける。しかし、条約の合意内容に目を転じると、その進歩的な側面が見てとれる。具体的には、「法的拘束力のある規制」、条約下に置かれる「独立基金」、一般的な履行システムに比べて、より一層内政に関与する「遵守システム」の三つの制度の集合（以下、三位一体制度）が実現した。これらの制度はすべて、先進国・途上国間の対立構造が露呈しやすい争点を包含しているため、三つの制度を同時に実現することは政治的に困難であると考えられる。実際に、既存の環境条約において三つの制度が条約発効前に同時に成立したケースは存在しない。

そこで本稿は、「なぜ水俣条約において三位一体制度が成立したのか」を問いとし、水俣条約において三つの制度が同時に成立した政治的背景を、条約交渉の過程追跡による分析を通じて解明することを研究目的とする。国際政治学では、協調を促進して問題の解決に効果を発揮できる有効的な制度と、政治的に合意可能な制度の間には乖離が存在することが指摘される。この乖離を埋める条件、すなわち制度の有効性と合意可能性を同時に満たす条件を特定することが、本研究の分析的な課題となる。第1章では、三位一体制度は有効性が期待される包括的な制度であると指摘する。これにより、三位一体制度の成立背景を明らかにすることが、有効性と合意可能性を同時に満たす条件を特定するという本稿の目的に沿ったものであることを示す。第2章では、国際関係理論を参照しながら、環境条約の成立要因を分析した先行研究を概観し、その欠陥を指摘した上で本稿の狙いを示す。そして、本分析に用いる理論と方法について述べる。本稿の中

心となる第3章では、水俣条約交渉の過程分析を扱い、三位一体制度の成立を可能にした二つの交渉内要因を特定する。第4章では、比較事例として三位一体制度が成立しなかったストックホルム条約交渉の分析を行い、第3章で特定された交渉内要因について包括的な検討を加える。第5、6章の各々では、それぞれの交渉内要因をもたらした構造要因について探る。このように第3章から第6章にかけて、三位一体制度が合意されるまでの一連の因果メカニズムを順に掘り下げる。結章では、本稿が明らかにした知見をまとめ、関連領域への学術的示唆を提示して本研究を締めくくる。

第1章 三位一体制度の本質

本章では、本稿が着目する三位一体制度は、競合する二つの遵守確保手段を統合させた制度として説明することができ、有効性が期待される包括的な制度の組み合わせであると指摘する。これにより、第3章で交渉における三位一体の成立条件を明らかにすることが、制度の有効性と合意可能性を同時に満たす条件を特定するという本稿の分析的な課題に沿ったものであることを示す。第1節では、水俣条約において成立した三つの制度について詳しく紹介する。第2節では、三位一体制度を、国際関係学における遵守確保の議論の中で捉えることを試みる。国際関係学では、国による約束(commitment)の遵守確保の手段を説明する理論として、法的手段を説明する執行理論と、行政的手段を説明する管理理論の、二つの競合する理論が考えられてきた。両理論は遵守に関わる制度を説明する記述理論であるが、これらの理論は、政策実践においても用いられてきた。本稿の文脈における優れた理論とは、現象を上手く説明できることに加えて、実践においても有効な手段を提示しうるものである。しかし、いずれの理論によっても三位一体制度の成立は説明できない上、既存の環境条約における経験を踏まえると、二つの理論は政策実践においても有効な処方箋を提示してこなかった。

こうした既存理論の欠陥を受け、第3節では、両理論を改変し、有機的に統合することによって三位一体制度を説明し、その包括性と有効性を示す。その際、最も成功した環境条約と見なされるオゾン層保護のためのモントリオール議定書における条約運用を参照しながら、三位一体制度の機能について考察を加える。三位一体制度の下では、不遵守が判明した場合に必ずしも執行理論が依拠する制裁・罰へと帰結せず、むしろ管理理論が依拠するところの資金供与との併用が目指される。すなわち、遵守システムが備わっていると、報告・監視を通じて不遵守の所在が特定され、能力不足であると明らかになった領域に適切に能力構築が行われ、先進国からの資金供与を最大限に効率化することができる。さらに、資金供与による能力構築は、不遵守を正すことが目的とされ、遵守の改善が見られない場合には、次期の資金供与を停止するといった形で、資金供与は、同時に制裁・罰としても用いることが可能となる。このように、管理理論をベースとしつつ二つの理論を統合することによって説明される三位一体制度は、各制度の機能を高め合い、各制度が個別に機能しては達成できない効果を生むことが期待される。

第2章 水俣条約交渉の理論と分析方法

本章では、本稿と関連する先行研究レビュー及び本稿が用いる理論と方法について述べる。第1節では国際関係理論を参照しながら、環境条約の成立要因を分析した先行研究を紹介する。環境条約一般の成立要因を探るもの及び水俣条約を扱ったものを概観する。これらの先行研究の限界を指摘した上で、先行研究における本稿の位置付けを明確にする。本稿は、国際関係理論であるリベラリズムやインスティテューショナルリズムと同様の見方に依拠し、交渉国の利益と交渉過程に着目する。ただし先行研究とは一線を画し、交渉国の国内政策および国際機関を、交渉過程を規定して条約の成立を左右する構造的要因として分析射程に収める。これにより、三位一体制度が制度として合意された具体的かつ詳細な因果メカニズムを解明することを目指す。

第2節では、環境条約のような多数国間の複数の争点をめぐる交渉では、分配問題と情報問題という二つの問題が合意を妨げるという見方を提示する。分配問題とは、制度を通じて便益・費用をどのように国の間で分配するかをめぐる問題である一方で、情報問題とは、交渉国にとって選択する制度の効果が分からないという問題である。この二つの問題が解決された時に合意が形成されると考える。第3章以降では、水俣条約交渉では両問題についていかなる対処がなされ、三位一体制度が合意されたのかを明らかにする。具体的には、過程追跡法を用いて水俣条約の交渉議事録を分析するとともに、条約関係者にインタビューを行った。

第3章 水俣条約交渉分析

本章では交渉過程の分析を行い、交渉国が三位一体を構成する三つの制度を合意するに至った背景を解明する。水俣条約交渉が二段階で展開したことを反映し、交渉過程分析も二段階で行う。交渉の第一段階と位置付けられる2008年と2009年の作業部会では、国際水銀協調枠組みを法的拘束力のある規制にするか、すなわち法的枠組みまたは自主的枠組みの適切性をめぐり議論が展開された。交渉の第二段階である2010年から2013年の5回の政府間交渉では、条約義務の範囲からその履行プロセスをめぐり、詳細な条文が議論の対象となった。ここで、本稿が扱う独立基金（13条）及び遵守システム（15条）が合意された。

第1節 協調枠組みをめぐる交渉

第1節では、二回の作業部会(OEWG1,2)及び第25回 UNEP 管理理事会を通じて行われた、法的拘束力のある規制をめぐる交渉過程を分析する。まず第1項では水銀問題の問題構造を詳述し、2000年前後に水銀規制の機運が盛り上がるまでの過程について概観する。第2項では、条約交渉の開始手続きについて紹介し、とりわけ交渉国は

UNEP の提示する交渉資料に基づいて自国の交渉ポジションを決めることを示す。これを受けて第3項では、UNEP が提示する交渉資料の内容を詳細に分析し、自主的枠組み、水銀議定書、水俣条約という三つの協調枠組みをめぐる制度の帰結について UNEP が交渉国に提供した情報内容を探る。

第4項では、上記の三つの選択肢から、最終的に法的枠組みである水俣条約の設置が選ばれるまでの交渉過程を分析し、どのように合意形成がなされたのかを明らかにする。交渉過程は以下のようにまとめられる。まず、三つの選択肢の帰結についての UNEP の交渉資料をもとに交渉国は制度の帰結について学習し、自国にとって好ましい選択肢を明確にすることができた。その結果、上の三つの選択肢は、水俣条約の設置または自主的枠組みの二つに絞り込まれたものの、先進国と途上国の間で対立が続いた。しかし、後半の INC 交渉で見られるような先進国対途上国の構図は、ここでは見られなかった。法的基盤を有した水俣条約の設置を支持したのは、厳格な規制を期待したヨーロッパ諸国に加え、途上国の遵守能力を高めるための豊富な資金メカニズムが設置されることを期待したアフリカ諸国、南米諸国の一部であった。一方で、より緩やかな自主的枠組みを支持したのは、市場原理を尊重した規制アプローチと民間資金の活用を好むアメリカ、カナダ、オーストラリアといった市場主義を標榜する先進国グループに加え、強い規制に反対する新興国の中国、インド、アルゼンチン、メキシコであった。最終的に分配問題を解決に導いたのは、アメリカによる譲歩であった。これには2つの理由があった。ひとつは、それまで自主的枠組みを支持していたブッシュ政権からオバマ政権への政権交代が行われ、オバマ政権が条約の締結に積極的な姿勢を示し、その他の自主的枠組み支持国もこれに追随した。アメリカの譲歩のもう一つの理由として、アメリカの主張に沿う形で、条約の規制対象物質から鉛やカドミウムを排除したうえ、将来的に規制対象物質を拡大する方針を規定する規制物質拡大条項を盛り込まないことで、水銀のみに規制物質を限定したことがあった。

第5項では、交渉分析をまとめ、情報問題と分配問題がどのように対処されたかについて考察する。交渉国は、制度の効果についての学習を通じて、UNEP が提示した具体的な情報に基づいて制度効果を比較衡量しながら、数多くの選択肢の中から独立した水俣条約を作成するか自主的枠組みとするかの二択に絞り込むことができた。しかし依然として、二つの選択肢の間で対立が残り、合意には至らなかった。上記のように、最終的に分配問題への対処を可能にしたのは、アメリカによる譲歩であった。

第2節 条約の諸制度をめぐる交渉

第2節では、条約細部の制度設計、とりわけ資金メカニズムと遵守システムをめぐる交渉過程を分析する。両制度をめぐるっては、先進国と途上国の意見対立が顕著に見られた。資金メカニズムをめぐるっては、先進国が GEF の活用を、途上国は独立基金を支持した。遵守システムをめぐるっては、先進国はより強力な遵守システムを条文内で規定することを、一方で遵守システムの設置に消極的な途上国は、授權条項で設置を先延ばしにすることを主張した。本節も第1節と同じ分析手順を踏む。まず第1項では、資金メ

カニズムと遵守システムのとりうる形態と帰結について、UNEPによりまとめられた交渉資料の内容を概観する。資料では、既存の環境条約において採用されている各制度の形態とそのパフォーマンスについて、精緻な比較分析が示された。

第2項では、5回の政府間交渉(INC)における両制度の形態をめぐる交渉過程を、交渉国の発言を読み解きながら精緻に分析した。第3項では交渉分析をまとめ、情報問題と分配問題がどのように対処されたかについて考察した。交渉分析は以下のようにまとめられる。INC1で交渉国は、UNEPにより提示された既存条約における制度の効果と照らし合わせた上で自国に好ましい選択肢を判断し、自国に有利な情報に依拠して提案を行った。INC2では交渉の流れに重要な変化はなかったものの、先進国による譲歩の可能性が見てとれ、これは交渉資料による学習の所産であると推論できる。さらに、INC3・4で先進国と途上国の間で取引が行われ（イシューリンケージ）、先進国、途上国双方による譲歩が発現した。そしてINC5では、遵守システムと資金メカニズムの双方において合意が形成された。最終的な合意形成の鍵はINC2からINC5にかけての両者の歩み寄りであるが、交渉を最も左右したのは、先進国による資金面での譲歩であった。

以上の分析は次のようにまとめられる。まず情報問題は、UNEPが既存条約の経験に立脚して、複数の具体的な制度の選択肢とその制度効果を提示したことによって対処された。そして交渉国は、制度効果を元に選択肢を比較衡量することで、白紙からの交渉を体系づけることができた。既存条約の経験から、高い効果を発揮することが裏付けられた制度を支持する交渉国は、自国の提案の正統性を訴えることで、主張を強めることができた。その一方で、効果を発揮することが裏付けられない制度を支持する交渉国は、主張に正統性がないために譲歩を強いられることとなった。このように、制度の効果が明確になったことが交渉戦略に影響を与え、譲歩を通じて制度の選択肢は絞り込まれた。そして最終的に、先進国による譲歩によって分配問題は対処され、合意が形成された。

第3章の水俣条約交渉分析から、多人数家間の複数の争点をめぐる複雑な交渉において、条約の設置（法的拘束力のある規制）、独立基金、遵守システムという三位一体制度は、UNEPの情報提供による情報問題への対処と先進国の譲歩による分配問題への対処が施された結果として成立したことが明らかとなった。

第4章 交渉比較分析 -ストックホルム条約-

本章では、三位一体制度が成立しなかったストックホルム条約においてどのように情報問題と分配問題が対処されたかを探るため、資金メカニズムと遵守システムの交渉過程を分析する。ストックホルム条約は、三位一体制度のうち法的拘束力のある規制を備える一方、独立基金と遵守システムは成立しなかった。暫定的な資金メカニズムとしてGEFが、また遵守メカニズムについては後に締約国会議で設置するという授權条項方式が採用されるにとどまる。

第1節では、ストックホルム条約の特徴について紹介する。ストックホルム条約は、残留性有機汚染物質の包括的な規制を目的とした条約であり、2001年に採択され、2004年に発効した。ストックホルム条約と水俣条約は、条約の性質、成立時期、問題構造、利益構造において共通している。一方で、唯一相異なる点は、将来に規制対象物質の拡大を可能にする条項の有無である。同条項を有するストックホルム条約は、アメリカ政府が国内政策で対応することが難しいと判断したため、アメリカの参加を得ることができなかった。

第2節では、資金メカニズムと遵守システムをめぐるそれぞれの交渉において、情報問題および分配問題がストックホルム条約交渉においてどのように対処されたのかを分析する。交渉では、両制度について、水俣条約と同様の先進国・途上国間対立が見られたが、双方から譲歩は引き出されずに膠着状態が最後まで続いた。この交渉分析を受け、第3節では情報問題の対処法、第4節では分配問題の対処法について考察する。情報問題については、UNEPにより提出された資金メカニズムの資料は水俣条約交渉に提出されたものと比較して精緻な整理がなされておらず、遵守システムについては全く資料が提出されなかった。よって、交渉国は制度の効果について学習することができず、限られた制度の選択肢を表面的に比較検討するにとどまった。その結果、多数国間の複数の争点をめぐる複雑な交渉は迷走し、合意範囲の絞り込みにも、譲歩の引き出しにも失敗した。このようにストックホルム条約では、新たな学習は発生せず、既存の限定的な知識に基づいた情報問題への対処がなされた。

また分配問題の対処法も水俣条約交渉とは異なった。規制物質拡大条項を盛り込んだことがアメリカの条約参加を阻み、最大の拠出国が参加しないことが先進国全体の譲歩を阻んだ。すなわち、条約の範囲を広く設定して条約に対する先進国の相対的な政策能力を低下させてしまったことが、分配問題への対処を阻んだと言える。最終的に、資金メカニズムは暫定的なものを設置し、遵守システムは授権条項により規定されることにより、詳細な内容に関わる合意形成は条約発効後の締約国会議に持ち越された。すなわち、ストックホルム条約下では、利益対立を棚上げすることによって分配問題への対処がなされた。このことは、逆に言えば、水俣条約では規制物質を水銀に限定したことが条約義務を遂行する締約国の政策能力を高め、その結果、先進国は譲歩を容認したと考えられるが、この点は第6章で検証される。

結節では、ストックホルム条約との比較分析を踏まえながら、第3、4章で特定された交渉内要因を規定した構造要因について、簡単な推論を行う。UNEPの情報提供による情報問題への対処は、2000年代前半にUNEPの組織内部で既存条約における資金メカニズム・遵守システムの双方をめぐる制度分析の質の向上がその背景にあったと推察される。また、先進国の譲歩による分配問題への対処は、譲歩を可能にするだけの政策能力、資金面での余裕、すなわち先進国における国内水銀政策の十分な進展がその背景にあったと推察される。構造要因に関する二つの推論は、第5、6章のそれぞれで検証される。

第5章 UNEP と水俣条約

本章では、水俣条約交渉において情報問題が対処された背景をさらに遡って探索する。環境条約に対する UNEP の役割をめぐる UNEP 組織内の動きを探ることにより、UNEP による豊富な情報提供を可能にした構造要因を突き止める。まず序節では、水俣条約交渉において交渉国が情報の提示を強く要求した経緯について紹介する。UNEP が質の高い情報を提供したのは、交渉国と UNEP の双方が効率的な交渉を目指したことが、そもそものきっかけであった。第1節では、1972年の UNEP 設立起源にさかのぼり、同機関はガバナンスの調整役として設置されたゆえ、与えられた権限が限定されていたことを示す。第2節では、環境ガバナンスの進展と変化の中で、調整役としての UNEP が国際機関として存在意義の危機に直面した過程とその原因について詳述する。第3節では、UNEP の存在危機を克服するために、1990年代終盤より始まった、環境ガバナンスの効率化と UNEP の再生を目指す一連の改革について概観する。その上で、環境条約に対してとられた改革の方向性についてまとめる。具体的には、環境条約における効率性の向上には、三つの方向性があった。第一に、複数の異なる環境条約を統合または調整することで、締約国会議や活動状況の報告といった条約運営の無駄を省き、効率性を高める試みである。第二に、環境条約自体の有効性を高めることによって条約運営の効率性を上げようとする試みである。第三に、持続可能な開発アプローチの下で、問題領域を横断して条約を管理する試みである。第4節では、この三つの改革が水俣条約交渉に与えた影響について具体的に考察する。まず、水俣条約交渉における UNEP の貢献は、条約統合による効率化、および持続可能な開発アプローチの二方面からの改革の帰結であった。さらに、水俣条約交渉における UNEP の情報提供能力の向上は、改革で環境条約の有効性の確保が目指される中で、UNEP 内の法律部局の情報収集機能が強化されたことによる。最後に、交渉の効率性を目指す交渉国の姿勢は、UNEP 組織改革の背景にあった、国による環境ガバナンスに対する効率性の追求を反映していた。水俣条約交渉における UNEP による情報提供は、環境条約が改革の影響を大きく受けた帰結であると結論づけられる。このように、環境条約に対して UNEP の役割が改革の中で再認識され、またその権威が強化されたことによって、UNEP は水俣条約交渉において、期待される情報提供者としての役割を十分に果たすことができた。

第6章 先進国の水銀政策 -アメリカ、EU、日本-

本章では、水俣条約交渉において分配問題が対処された背景をさらに遡って探索する。アメリカ、EU、日本の先進3カ国が、条約の規制範囲と比較して、これまでにどの程度国内水銀政策をとってきたかを探ることで、交渉における先進国の譲歩を導いた構造要因を明らかにする。分析では、数ある規制項目の中でも、先進国に関わりのある①水銀の大気への排出、②製品及び製造工程における水銀の利用、③水銀の国際貿易という三つの項目に焦点を当てる。条約交渉が開始する前の時点で、三国はどの程度の水銀

政策を有しており、また条約の成立が国内政策のさらなる発展をどの程度促進したのかを明らかにする。第1節では、まず水俣条約の条文内容について紹介する。水銀の国際貿易の項目については三国で既存政策がとられてこなかったことを踏まえ、本節では①②について、三国の既存政策の発展過程を個別に探る。また、具体的な水銀政策について見る前に、既存文献を参考にしながら三国の環境政策形成の特徴を提示する。アメリカは多様な利益団体間の調整を、EUは政策ネットワーク間の調整を、日本は政府と産業の連携をベースとして環境政策を形成している。②をめぐる三国の水銀政策は、こうした政策形成過程の違いを反映してわずかな相違を見せるものの、基本的には共通した政策がとられてきたことを示す。すなわち、三国ともに、既存の水銀政策は水銀に特化したものではなく、60、70年代に制定された公害問題に対処するための水質、大気、土壌の管理に関する基本法の一環であった。その中で、水銀が有害物質の一つとして位置付けられたのである。

第2節では、水俣条約設置に向けた動きが高まった時期に焦点を当て、水俣条約の成立を受けて三国がどのように対応し、水銀の貿易も含めた③をめぐる国内政策をどのように進展させたか又はさせなかったかを探る。三国に共通しているのは、条約の批准が直接的にも間接的にも、各国の水銀政策を全ての規制項目において、最低限、条約レベルまで推し進めた点である。例えば、三国は水銀の国際貿易について何らの規制も策定していなかったものの、水俣条約の成立を契機として新たに法律を制定することになった。また、大気への水銀排出については、十分な既存政策を有するEUでは追加的措置は取られなかったものの、アメリカでは連邦レベルでの水銀排出規制を推し進め、また日本でも既存法の改正につながった。製品・製造過程における水銀使用は、日本での規制の明文化やEUでのアルコレート製造における水銀利用規制につながった一方でアメリカでは具体的な規制は制定されていないものの、同項目について対策が出され、その中で今後の規制の可能性が示されている。

結節では、本節が明らかにした内容をまとめた上で、国際と国内レベルの政策連関の可能性を提示する。先進三国では、各項目において既に十分なレベルで水銀問題に取り組んできた。これと第3章の交渉分析から得た知見を合わせると、条約交渉時点で先進国における水銀政策が進展していたことが、交渉における先進国の譲歩につながったと説明できる。ここにおいて、国際条約は、国内アクターの利益の縮図である国内政策の進展具合と照らし合わせながら形成されると言える。同時に、水俣条約が既存政策をさらに進展させた側面も確認できたことから、環境条約は環境問題を「国際的な」問題として位置付けることで、国々の政策の管理・連携を目指すものであると考えられる。

結 章 水俣条約の現在と展望

結章では、本稿の知見をまとめた上で、関連研究に対して示唆を与える。本稿は、利益と制度を重視するリベラルズムとインスティテューショナルリズムに依拠しつつ、条約の有効性と合意可能性を同時に満たすためには、情報問題と分配問題の双方への対処が

必要であることを指摘した。さらに本稿は、先行研究では十分に分析されてこなかった、国内政策や国際機関といった構造要因が交渉に影響を及ぼす具体的なプロセスについて明らかにした。

ここから、国際関係理論に対して二つの含意が導かれる。第一に、情報問題への対処からは、交渉国が国際機関 UNEP を通じて制度の効果についての知識を得ることにより、交渉戦略を練り、合意形成に弾みがつくことが示された。UNEP は、長年蓄積してきた環境条約交渉に関わる知識を提供し、交渉国の学習を支援した。ただし、ここで変わったのは交渉国の戦略であって、交渉国の選好は変わっていない。すなわち、協調のためには交渉国の選好や認識を変える必要はないことを意味しており、これは合意形成には認識の収斂が必要であるとするコンストラクティヴィズムへの反駁となる。第二に、分配問題への対処からは、先進国と途上国双方の利益が反映される形で条約が形成されることが示された。グローバル規模の環境問題は、一部の国のみが協調しても、協調に参加しない国からの汚染が拡散するため、できる限り多くの国が参加可能な条約の締結が目指される。また、環境問題は南北問題という重要な側面を持ち、その解決には、途上国の能力強化を目的とした先進国から途上国への資金や技術の供与が重要となる。途上国による合意をとりつけるためには資金メカニズムを設けることが必要となり、資金供与に関して先進国の同意を取り付けるには、既存の国内政策と照らし合わせながら、条約の規制範囲を調整することが重要であった。というのは、国家の行動を規制する環境条約が締約国に受け入れられるためには、その規制レベルを、国内政策の抜本的な変化と国内アクターへの多大なコスト負担にならないように、既存の国内政策を参照しながら決定する必要があるためである。このように、多くの交渉国の利益が確保されて初めて環境条約は合意される。これは、大国の利益とパワーを国際協調の重要要因とするリアリズムへの反駁となる。

水俣条約で実現した三位一体制度は、遵守理論及び過去の環境条約における実践に鑑みると、有効性が期待される包括的な制度である。独立基金と遵守システムが同時に成立したことで、モントリオール議定書で実践されたように、両制度は相互補完的に機能し、有効的かつ継続的な資金供与を後押しすることが期待される。ただし、制度デザインはこうした条約運営のあり方を方向づけるものの、詳細な運用について規定はないため、水俣条約の有効性を保証するものではない。将来的に水俣条約が締約国の遵守を確保し、ひいては水銀問題の解決を導く有効的な条約になりうるかどうかは、今後の条約運営にかかっている。とりわけ、モントリオール議定書が締結された1980年代終盤は環境協調への機運が世界的に最も高まった時期であって、今日の機運の高さとは大きな差があると指摘される。こうした制約の中で条約を有効的に実施していくにあたっては、国際機関が重要な役割を担うと考えられる。長年にわたって条約事務局との連携を保ってきた UNEP は、本稿の分析対象であった条約交渉に限らず、条約運営についても知識と技術を蓄積してきた。国家の利益がぶつかり合う国家主権体系において、本稿の指摘した政治性と有効性をつなぐ情報仲介者としての国際機関の役割が、条約運営の国家間協調を左右する。